

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2022年6月8日	
愛知県知事 殿	
愛知県豊橋市駅前大通2丁目28 東海漬物株式会社 代表取締役社長 永井英朗	
提出者	住所 愛知県田原市豊島町岩ノ根11
	氏名 東海漬物(株) 田原工場 工場長
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号 0531-22-4500
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	東海漬物株式会社 田原工場
事業場の所在地	愛知県田原市豊島町岩ノ根11
計画期間	2022/4/1~2023/3/31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	09:食料品(野菜漬物)製造業
② 事業の規模	製造品出荷額:390000万円
③ 従業員数	130人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	漬物製造 排水処理汚泥→当事業所内で脱水処理→再生処理業者に委託して肥料化 植物性残渣→再生処理業者に委託して肥料化 廃プラスチック類→再生処理業者に委託してRPF燃料として再資源化 →再資源化できない物は最終処分業者に委託して、埋立処分 木くず→再生処理業者に委託して破碎後、他社の原料として再利用。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
(管理体制図) (管理体制図) 本社 製造部 田原工場長 (廃棄物処理総括責任者) 設備課 (産業廃棄物処理責任者) ————— 廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 処理業者、再生使用者の調査、委託契約の締結 監督官庁への各種報告 社員に対する削減、分別の教育・啓発 排水処理場の運転管理 汚泥脱水機の運転 廃棄物の処理委託依頼 マニフェスト交付・管理					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
① 現状	【前年度 (2021年度) 実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	4262t	220t	60t	575t
	(これまでに実施した取組) 廃水処理設備沈殿槽で発生する汚泥は当工場内汚泥脱水機を用いて処理を行っています。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	4260 t	200 t	60t	575t
	(今後実施する予定の取組) 設備更新による歩留まり向上。(植物性残渣の低減)				
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類を分別しリサイクル、焼却処分の2つの処分方法を実施しています。				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持します。				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 実施していません。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 実施していません。	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3891 t
	(これまでに実施した取組) 脱水機を使用し中間処理を行う。老朽化した設備を効率の良い設備に更新。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3890 t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持。	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
① 現状	【前年度（2021年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量				
	(これまでに実施した取組) 実施していません。				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量				
	(今後実施する予定の取組) 実施していません。				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（2021年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	371t	220t	60t	575t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	371t	220t	60t	575t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) 汚泥、植物残渣は委託先で発酵処理、堆肥化再生しています。廃プラスチックは当工場でリサイクル品、焼却品に分別し同一業者に引き取りを委託しています。					

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	370t	200t	60t	575 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	370t	200t	60t	575 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 設備更新による歩留まり向上。(植物性残渣の低減)				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。